（仮称）向日市空家等対策の推進に関する条例（案）に対するパブリックコメントの結果と市の考え方について

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	効率的に空家放置対策ができる条例としてほしい。法令で定めがないので進められないところは、条例で定めて推進してほしい。	空家等対策の推進に関する特別措置法との関係や、空家等の状況により必要な期間や対処が一様ではないこと、空家等の管理は所有者等であることからご指摘の内容を明記することは困難ですが、管理不全な空家等の対策については、関係法令の定めるところにより適切に推進してまいります。 なお、本条例案は、対象となる空家等や緊急時に安全を確保する措置など、空家等対策の推進に関する特別措置法では対応できないと思われる問題について条例による措置を行う内容となっていましたが、令和3年6月の国ガイドライン改正等により、対象範囲が拡大され、関係法令の適用による緊急時の対応なども示されるとともに、法整理の必要性についても認識がなされました。したがいまして、今後それらも踏まえた空家等対策をはかるとともに、条例制定については法改正等の動向を注視し、当分の間その必要性についても含めて検討することといたします。
2	全条文で「市は‥できるを市は‥をしなければならない。」に変更してはどうか。近隣住民の迷惑を考え、市が前面にたって対応することが必要ではないか。 同様に(市の責務)第５条２項「‥助言または指導を行うよう努めるものとする。」では住民の要望に応えられない。周辺住民の気持ちを考え市は踏み込んで「市は‥しなければならない。」と指導が市の責任であることを明記してはどうか。放置期間が長いと近隣住民の迷惑は増大するので、猶予期間を短くし,速やかに処置できるように立ち入り調査などは市長の裁可なしに担当課でおこなえるようにしてはどうか。	
3	第９条の特定空家の認定は躊躇せずに認定できるようにしてもらいたい。	
4	第１０条3「特に必要があると認められるときは‥命ずることができる。」は不要ではないか、相当の猶予期間も不要では？せいぜい1ヶ月 猶予期間中に生えた雑草等の管理は「放置空家認定後は市が管理を行う。」を明記してはどうか。	
5	第１１・１２条最初の指導から代執行まで半年で済ましてはどうか。	
6	第１４条「保安上の著しく危険な‥場合には」を「第１条の目的に反する空家等については」に変更してはどうか。また最小限度の処置の最小限度は不要ではないか？	

7	市民などの責務について悪くなった空家の環境保全を周辺の市民が行うというように読める。「市民は生活環境の保全に努めるものとする」は空家以外も含めての話、空家条例なので不要ではないか？	ご指摘の趣旨を鑑み、「生活環境の保全に努めるものとする」の文言削除を基本に検討します。
8	代執行費用の回収や手続きについて明記してはどうか？	費用の回収につきましては、その内容により行政代執行法の定めによるものや民事訴訟による債権回収の手続きなどを経て回収してまいりたいと考えております。
9	私たちの安全な生活環境等を維持するため、今回、空家対策に関する条例を策定いただきますこと、大変うれしく思います。 今後、防災・防犯面に考慮しながら様々な機関・団体・と連携し、向日市空家等対策を進めていただけましたら幸いです。	本市では、これまでから国や京都府、地域の皆様等と連携しながら、「ふるさと向日市創生計画」に掲げるまちづくりの実現に向け、各種施策を進めておりました。 こうした中、令和２年度に空家対策を総合的かつ計画的に実現できるよう、「向日市空家等協議会」で専門的見地からご協議をいただき、基本方針となる「向日市空家等対策計画」を策定いたしました。今後につきましても、本計画に基づき、引き続き地域の安全・安心の確保、そして生活環境の保全等が図れるよう対策に努めてまいりたいと考えております。
10	もし空き家が通学路の近くにあるなら、脇道に通り抜けられるような公園を作ってください。	まちづくりに関する貴重なご意見として承ります。